



発行
東京都

布する。

令和七年五月二十八日

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第百二十二号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和四十二年東京都規則第一百三十三号）の一部を次のように改正する規則

第九条第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則：（東京消防庁企画調整部企画課）一

○東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則

告 示

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可（二件）

（都市整備局市街地整備部再開発課）二

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可（二件）

（同）三

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定

（環境局環境改善部化学物質対策課）三

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）

（同）五

規 則（公）

○警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

正 誤

○令和七年三月二十一日付東京都公安委員会規則第二号

七

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則を公布する。
令和七年五月二十八日

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第百二十三号

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則

東京消防庁消防吏員服制（平成三年東京都規則第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一執務服の部上衣の款中

襟 章	階級章等	冬服上衣と同様とする。
襟 章等	階級章等	冬服上衣と同様とする。
肩 章	地質	男性消防吏員執務服上衣と同様とする。
標識	製式	男性消防吏員執務服上衣と同様とする。
階級章等	地質	男性消防吏員執務服上衣と同様とする。
冬救急服上衣と同様とする。	標識	男性消防吏員執務服上衣と同様とする。

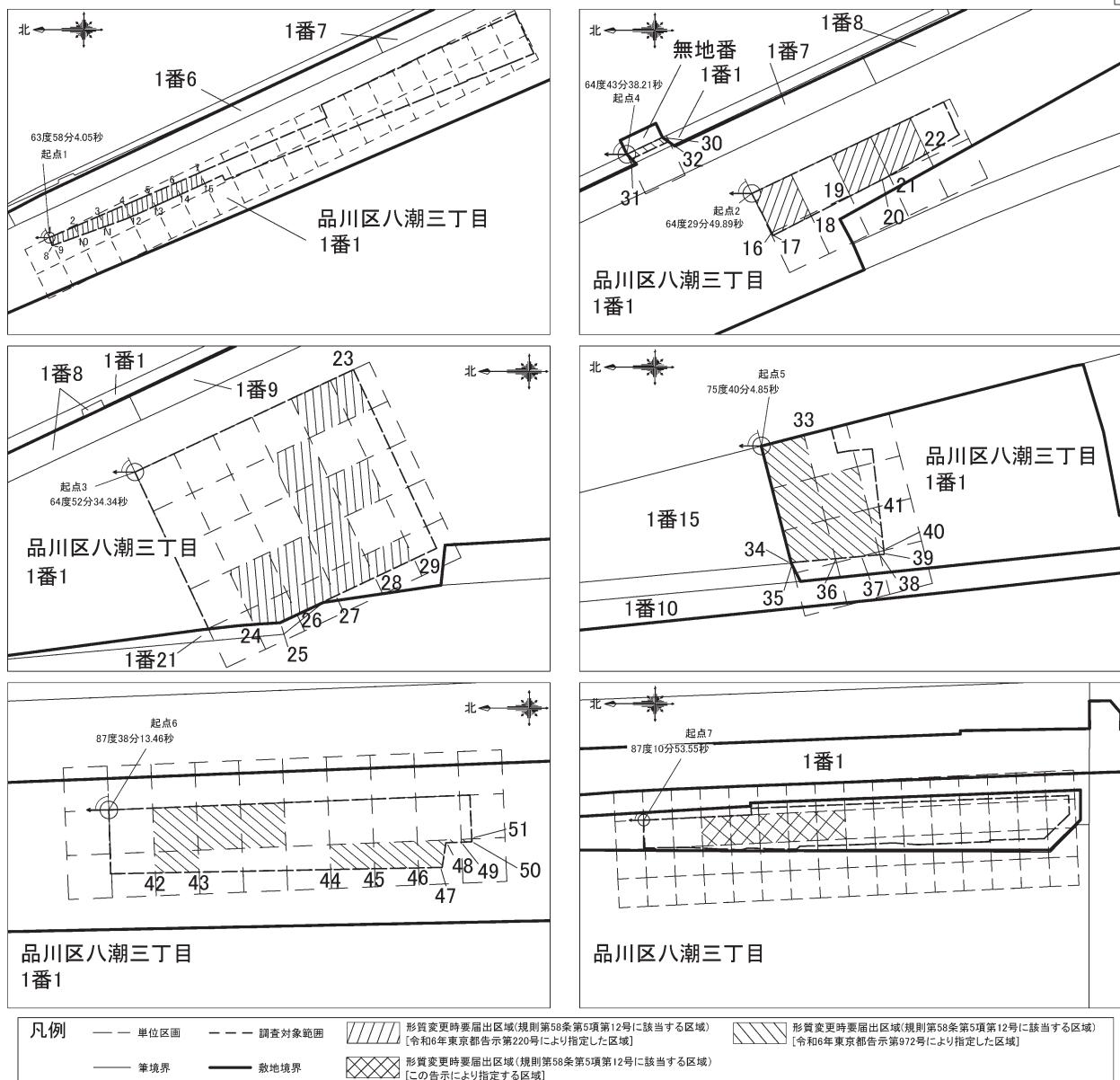
改める。

別表第六冬救急服の部上衣の款襟章の項を削り、同表夏救急服の部上衣の款中

冬救急服上衣と同様とする。

を	に	を	に	を
この規則は、令和七年六月一日から施行する。	附則	改め、同表水難救助隊員服の部上衣の款襟章の項を削る。		
	告示	●東京都告示第六百五十一号		
		都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき八重洲一丁目北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。		
令和七年五月二十八日				
五 事業施行期間	東京都知事 小池百合子	一 組合の名称	八重洲一丁目北地区市街地再開発組合	四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
六 施行地区		二 事業施行期間	令和三年十一月三十日から令和十五年二月二十八日まで	中央区八重洲一丁目地内
七 变更の内容		三 施行地区	令和三年十一月三十日	中央区八重洲一丁目一番三号
八 事業施行期間を令和十五年十二月三十一日まで延長する。		四 事務所の所在地及び設立認可の年月日		令和三年十一月三十日
九 定款及び事業計画の変更の認可の年月日		五 变更の内容		令和七年五月二十八日

別図



起点は、次の座標とする。

起点1は、座標値(X=-43259.606 Y=-6945.008)とする。

形質変更時要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域)

 形質変更時要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域)

第六章 管理控制与激励机制

形質變更時要屬出區域(規則第5)

 形質変更時要届出区域(規則第58条第5項第12号)

九月 単位図面 —— 調査対象範囲 [令和6年東京都告示第220号により]

格子の回転角度

起点1は 63度58分4.05秒 起点2は 64度29分49.89秒 起点3は 64度52分34.34秒

起点1は、63度58分4.05秒 起点2は、64度29分49.89秒 起点3は、64度52分34.34秒
起点4は、64度43分38.21秒 起点5は、75度40分4.85秒 起点6は、87度38分13.46秒

起点4は、64度43分38.21秒

格子の回転角度は、起点通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

起点6は、座標値(X=-45159.347 Y=-6460.127)とする。
起点7は、座標値(X=-45802.028 Y=-6449.588)とする。

<座標データ>		
No.	X座標	Y座標
1	-43259.606	-6945.008
2	-43268.779	-6941.002
3	-43277.978	-6937.051
4	-43287.178	-6933.101
5	-43296.374	-6929.144
6	-43305.563	-6925.172
7	-43314.752	-6921.200
8	-43260.624	-6947.944
9	-43260.978	-6947.815
10	-43270.435	-6944.393
11	-43279.892	-6940.970
12	-43289.308	-6937.462
13	-43298.437	-6933.367
14	-43307.546	-6929.232
15	-43316.662	-6925.111
16	-43349.111	-6847.212
17	-43494.462	-6847.860
18	-43503.102	-6843.439
19	-43512.007	-6838.882
20	-43519.998	-6834.792
21	-43520.887	-6834.270
22	-43529.544	-6829.191
23	-43733.134	-6723.017
24	-43710.022	-6718.886
25	-43716.170	-6718.503
26	-43720.033	-6719.780
27	-43729.077	-6775.414
28	-43738.121	-6771.147
29	-43747.166	-6766.881
30	-43469.204	-6825.526
31	-43462.119	-6830.461
32	-43470.560	-6826.494
33	-44387.229	-6484.697
34	-44384.531	-6513.831
35	-44384.663	-6513.715
36	-44394.421	-6512.848
37	-44400.151	-6512.339
38	-44404.513	-6511.951
39	-44405.546	-6511.859
40	-44405.446	-6510.986
41	-44404.297	-6500.958
42	-45169.948	-6475.083
43	-45179.949	-6474.891
44	-45209.950	-6474.313
45	-45219.951	-6474.121
46	-45229.951	-6473.929
47	-45235.330	-6473.825
48	-45236.207	-6468.195
49	-45239.718	-6468.063
50	-45424.109	-6467.973
51	-45242.082	-6467.322

● 東京都告示第六百五十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第二項の規定により、令和六年東京都告示第百五号により
指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項に
おいて準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり
告示する。

令和七年五月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区千住閑屋町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

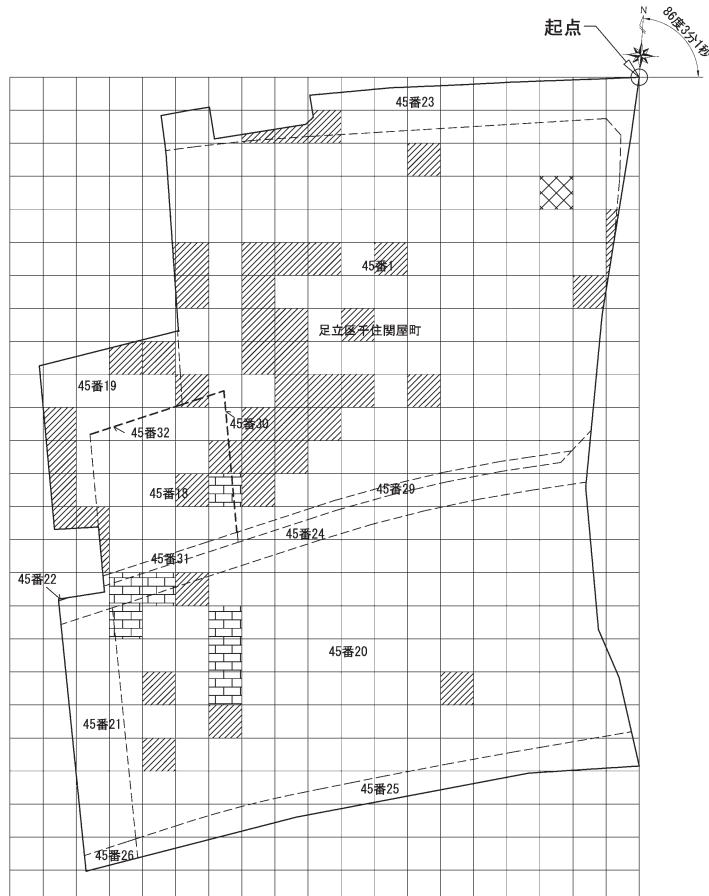
に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特

定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】



指定を解除する区域



形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第1085号
により指定した区域)



形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第105号
により指定した区域)



単位区画



筆境界



調査対象地

【起点】

起点は、足立区千住閑屋町45番23の最北端とする。

【格子の回転角度（86度3分1秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◎ 東京都告示第六百五十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第二項の規定により、令和六年東京都告示第八百二十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次とおり告示する。

令和七年五月二十八日

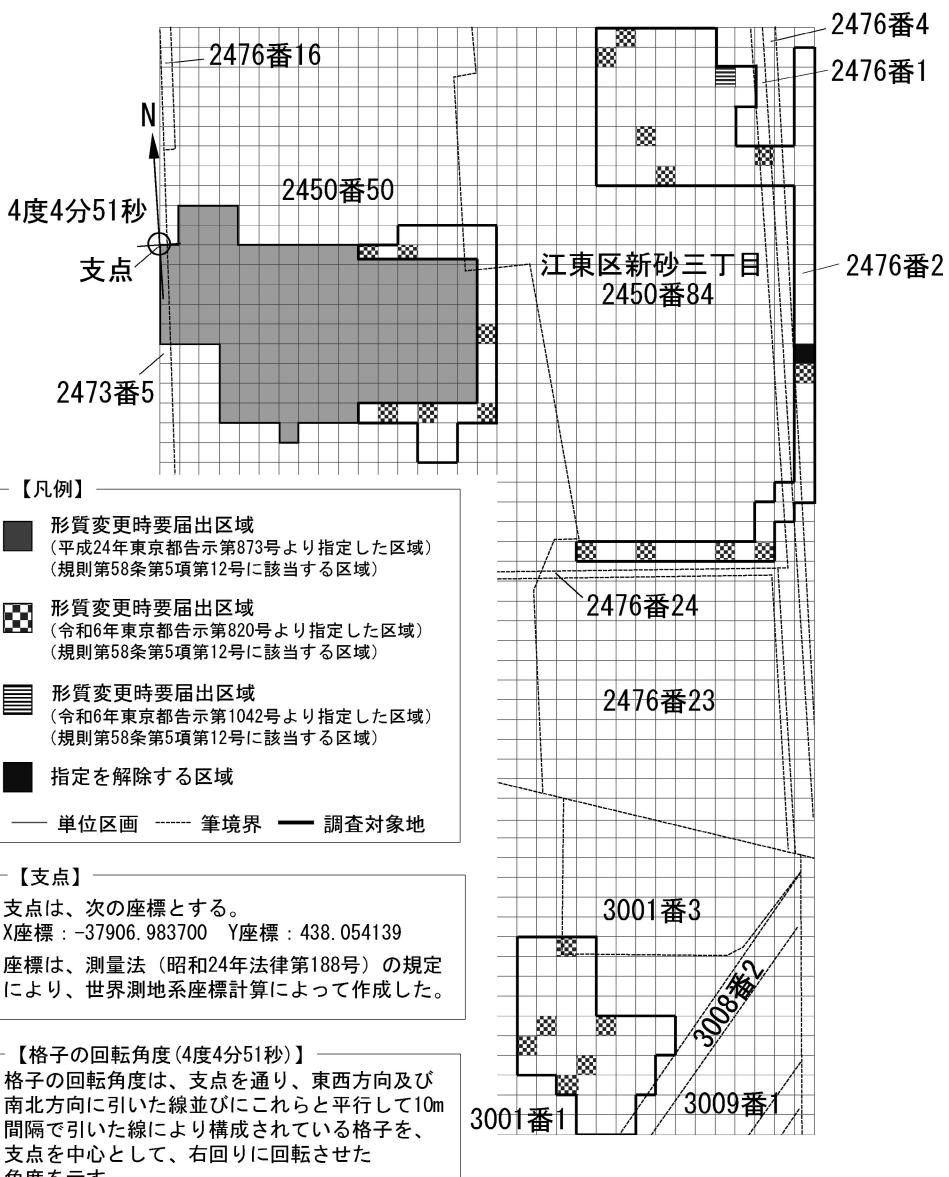
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区新砂三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



**規
則（公）**

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年5月28日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

○東京都公安委員会規則第8号

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和43年6月13日東京都公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附
則

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 当分の間、この規則による改正後の警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則第13条の規定の適用については、同条第1号中「拘禁刑若しくは拘留」とあるのは、「拘禁刑、拘留、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この号において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役、旧刑法第13条に規定する禁錮若しくは旧刑法第16条に規定する拘留」とする。

正
體

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一二一(代)
新宿区西新宿二丁目八番一号都

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む。) 三〇円
一箇月 六、六〇〇円印刷所勝美印株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一二)五一〇一(代)社

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク。
リサイクルマーク。